

参照条文（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正関係））

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）
第三十八条（略）

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

第三十九条 前条第一項の審査請求及び同条第一項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

第四十条 第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第四十一条 徴収法第三十七条の規定は第三十一条第一項の規定による徴収金について、徴収法第三十八条の規定は第十二条の三第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定による徴収金について準用する。

○労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）
目次

第一章（略）

第一節・第二節（略）

第二章（略）

第一節・第二節（略）

第三章 罰則（第五十二条―第五十四条）

附則

（審査請求期間）

第八条 審査請求は、審査請求人が原処分のおつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2（略）

（関係者に対する通知等）

第十三条 審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 (略)

(口頭による意見の陳述)

第十三条の二 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(手続の併合又は分離)

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することが出来る。

(審理のための処分)

第十五条 (略)

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 五 (略)

2 6 (略)

(審査請求の取下げ)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

(不服申立ての制限)

第二十二条の二 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 (略)

(再審査請求期間等)

第三十八条 労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求は、第二十条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

2・3 (略)

(関係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

(参加)

第四十一条 審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係者を当事者として再審査請求の手續に参加させることができる。

2 (略)

(審理のための処分等)

第四十六条 (略)

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 六 (略)

2・7 (略)

(再審査請求の取下げ)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一・二 (略)

(準用規定)

第五十条 第九条の二、第十条、第十一条、第十四条、第十四条の二、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十七条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第二十条第四項及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と、第二十条及び第二十二条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものと

する。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）
目次

第五章 不服申立て及び訴訟（第三十七条・第三十八条）

（概算保険料の納付）

第十五条（略）

2（略）

3 政府は、事業主が前二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

4（略）

（確定保険料）

第十九条（略）

2・3（略）

4 政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

5・6（略）

（不服申立て）

第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（一般拠出金の徴収方法）

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

(略)

(略)

2・3 (略)

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第三十一条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号。以下「公害健康被害補償法」という。）第六十六条第三項、第六十三条、第六百三十三条及び第六百三十四条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第六百三十一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第六百三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第六百三十一条」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

第七十八条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

